



工業調査票乙(28年実績)

(従業者29人以下の事業所用)

票群	票番

★この調査は、統計法(平成十九年法律第五十三号)に基づく基幹統計調査で、調査対象の事業所は報告の義務があります。
★この調査票は、統計法(平成十九年法律第五十三号)に基づき作成の目的以外には使用されません。

乙29年

経済産業省



政府統計

統計法に基づく国の統計調査です。調査票情報の秘密の保護に万全を期します。

市区町村番号	調査区番号	工業調査事業所番号

1 事業所の名称及び所在地 (電話番号)

(フリガナ)
 (名称)
 〒 (所在地)

2 本社又は本店の名称及び所在地 (電話番号)

1の事業所の名称及び所在地と同じ場合は、同上と記入してください。
 (名称)
 〒 (所在地)

3 他事業所(国内)の有無 (あてはまる番号一つに○を付けてください。)

1 工場が一つで、本社・本店はこの工場と同じ場所にある。
 2 工場が一つで、本社・本店はこの工場と異なる場所にある。
 3 工場が二つ以上ある(上記1、2以外)。

4 経営組織 (あてはまる番号一つに○を付けてください。)

1 会社 (株式(有限を含む) 合同、合資、合名)
 2 組合・その他の法人
 3 個人

5 資本金額又は出資金額 (会社に限る)

平成29年6月1日現在払込済みの資本金の額又は出資金の額を記入してください。

金額(単位:万円)	千	百	十	億	千	百	十	万	千	百	十	万	千	百	十	万

5,000円未満の場合は「0」を記入。

6 従業者数(平成29年6月1日現在) (単位:人) ※従業者数の書き方が変わりましたので、詳しくは別途配布する「記入の仕方」をご参照ください。

区分	① 個人業主及び無給家族従業者	② 有給役員(個人経営以外で役員報酬を得ている人)	③ 正社員、正職員として働く人	④ ③以外の人(パートアルバイトなどを除く)	⑤ 臨時雇用者(雇用期間が1か月未満の人 ※④以外のパートアルバイトなどを除く)	⑥ 合計(①～⑤の合計)	⑦ 送出者(⑥合計のうち、別経営の事業所へ出向又は派遣している人)	⑧ 出向・派遣受入者(①～⑥以外で別経営の事業所からきてこの事業所で働いている人)
男								
女								

この事業所に従事している人の男女計(⑥ - ⑦ + ⑧)

7 現金給与総額(年間) (期末賞与、退職金等を含む) (単位:万円)

出向・派遣受入者に係る支払額、臨時雇用者に対する給与、出向させている人に対する負担額なども含めて記入してください。

金額(単位:万円)	百	十	億	千	百	十	万	千	百	十	万	千	百	十	万

8 消費税の税込み記入・税抜き記入の別

選択した記入方法を○で囲んでください。
 ●9項以降は「1 税込み」で記入してください。ただし、税込み記入ができない場合は「2 税抜き」で記入してください。

1 税込み 2 税抜き

9 原材料、燃料、電力の使用額、委託生産費、製造等に關する外注費及び転売した商品の仕入額の合計金額 (年間)

(1) 原材料、燃料、電力の使用額は、他から購入したものと、同じ企業の他の事業所から受け入れたものなどのうち、実際に製造等に使用した総使用額をいいます(購入額を記入しないでください)。
 (2) 委託生産費は、原材料又は製品を他企業の国内事業所に支給して製造、加工を委託した場合、これに支払った加工賃又は支払うべき加工賃をいいます。
 (3) 製造等に關する外注費は、生産設備の保守・点検、機械の操作、梱包などを外注した際の費用をいいます、派遣、(2)の委託生産費などの外注費を除いたものです。
 (4) 転売した商品の仕入額は、実際に平成28年中に売り上げた転売品に対応する仕入額(年初転売品在庫額+年間転売品仕入額-年末転売品在庫額)をいいます。
 (5) 金額欄には(1)、(2)、(3)、(4)の合計金額を記入してください。

金額(単位:万円)	百	十	億	千	百	十	万	千	百	十	万	千	百	十	万

◎A ◎B

10 製造品出荷額等

(1) 製造品とは、自己の所有する原材料によって製造された製品をいい、部分品、副産物、製造工程からでなく、廃物も記入してください。
 (2) 貴事業所で製造し、同じ企業の他の事業所へ引き渡したのも市価換算して製造品出荷額に含めてください。
 (3) 製造品名、賃加工品名、その他収入の種類名、番号、数量単位名などの記入に当たっては、商品分類表を参照してください。
 (4) 出荷額は、工場出荷価額によって記入してください。

ア 品目別製造品出荷額(年間) 自己の所有する原材料を他企業の国内事業所に支給して製造させたもの(委託生産品)を含め、仕入れて又は受け入れてそのまま販売するもの(転売品)はここに含めず「ウ その他収入額」に記入してください。(酒税、たばこ税、揮発油税及び地方揮発油税を含む)

番号	製造品名	数量	単位	金額(単位:万円)												
				千	百	十	億	千	百	十	万	千	百	十	万	
◎																
製造品出荷額計								★								

イ 加工賃収入額(年間) 他企業(国内外にかかわらず)の所有する原材料又は製品に賃加工して平成28年中に引き渡したのに対して、受け取った加工賃又は受け取るべき加工賃を記入してください。

番号	賃加工品名	金額(単位:万円)													
		千	百	十	億	千	百	十	万	千	百	十	万		
◎															
加工賃収入額計								★							

ウ その他収入額(年間) ア、イ以外のその他収入額(修理料収入、転売収入など)を記入してください。ただし、知的財産収入、利子・配当などの事業外収入や財産売却収入は除きます。

番号	その他収入の種類名	金額(単位:万円)													
		千	百	十	億	千	百	十	万	千	百	十	万		
◎															
その他収入額計								★							

11 10のア、イ、ウの合計金額 ★ 印 合計

12 製造品出荷額等に占める直接輸出額の割合(年間) (直接輸出とは、自己又は自社名義で通関手続を行ったもの) 11項(10のア、イ、ウの合計金額)に対する直接輸出額の割合を、小数点第2位まで記入してください。 割合(単位:%)

13 主要原材料名及び簡単な作業工程

ア 購入したもの	イ 他企業から支給されたもの(無償)	ウ 作業工程
		10項に記入した製造品の製造又は加工についての作業工程を記入してください。

備考

報告者(代表者)の記名

本票の内容について回答できる人の職・氏名	連絡先(電話番号)

8項での選択(消費税込み/消費税抜き)に応じた金額を記入してください。

乙29年

★この調査票は、統計調査員に提出していただく必要があります。調査票は経済産業省に送付され、厳重に保管されます。

★黒インクのペン又はボールペンを用いて、楷書ではっきり記入してください。金額は、一万円未満を四捨五入して、「一万円」まで記入してください。

★「年間」とは平成28年1月1日から平成29年12月31日までの1年間を指します。詳しくは裏面をご覧ください。

◎欄は市区町村又は都道府県、◎欄は市区町村又は都道府県で記入します。

補助用紙

「10 製造品出荷額等」について、表面に記入しきれない場合は、こちらを用いてください。
 なお、表面の計欄(★)には、ここに記入した分を含めた金額を記入してください。

8項での選択「消費税込み」「消費税抜き」に応じた金額を記入してください。

10 製造品出荷額等									
ア 品目別製造品出荷額(年間)(酒税、たばこ税、揮発油税及び地方揮発油税を含む)									
⊗	番 号	製 造 品 名	数 量 単位名	数 量	金 額 (単位:万円)				
					千億	百億	十億	億	千万

イ 加工賃収入額 (年間)									
⊗	番 号	賃 加 工 品 名	金 額 (単位:万円)						
			千億	百億	十億	億	千万	百万	十万
	9								
	9								
	9								
	9								
	9								
	9								
	9								
	9								
	9								
	9								

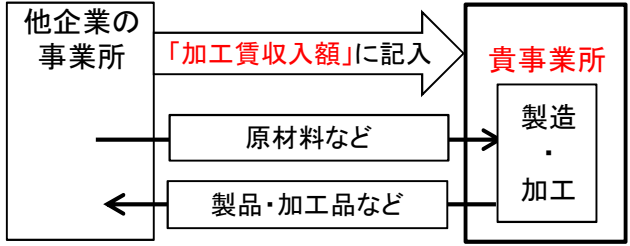
ウ その他収入額 (年間)									
⊗	番 号	そ の 他 収 入 の 種 類 名	金 額 (単位:万円)						
			千億	百億	十億	億	千万	百万	十万
	0000								
	0000								
	0000								

事業所の名称

・調査期間が「年間」となっている事項については、平成28年1月～12月までの1年間の実績をご記入ください。
 ・それ以外については、平成29年6月1日現在の数値をご記入ください。
 ※平成28年1月から12月までの1年間で記入出来ない場合は、平成28年を最も多く含む決算期間(12か月)で記入してください。

「転売品」とは
 「他の事業所」から仕入れて「そのまま」販売したものをいいます。
 ・「他の事業所」には同一企業に属する他の事業所を含みます。
 ・「そのまま」には、検査・選別・洗浄・包装・小分け・充てんなど販売に伴う軽度の加工を含みます。
 ただし、食料品の真空包装及び医薬品の小分けを行った場合は製造行為と見なして、転売品には含まれません。

「賃加工」とは
 貴事業所が、他企業の事業所から支給された主要原材料を使用して製造し、あるいは他企業の事業所の所有する製品等に加工することをいいます。
 ・貴事業所が賃加工を行って受け取った加工賃が「加工賃収入」となります。



「委託生産(外注加工)」とは
 貴事業所が、貴事業所の所有する原材料又は製品を、他企業の国内事業所に支給して、製造、加工を委託することをいいます。
 ・委託生産のために貴事業所が支払った加工賃が「委託生産費」となります。
 ・委託生産品の出荷額は「製造品出荷額」に記入します。

